

令和5年度古賀市シティプロモーション推進委託仕様書

(案)

1 件名

古賀市シティプロモーション推進委託

2 本業務の目的

古賀市の人口は2025年をピークに減少に転じ、高齢化がさらに進展すると予測され、地域における人口減少は、域内消費の減少や経済・産業の担い手減少による地域経済力の衰退につながる。また、地域の担い手となる生産年齢人口は減少する一方、老年人口が増加すれば、医療・福祉サービスの増加などにより財政負担が大きくなる。このような地域活力の低下は、さらなる人口の減少を招くという悪循環につながることを懸念される。人口減少を抑制し市の活性化を図るための一つの方策として、市の知名度向上及び地域イメージの確立、古賀市ブランドの創出・育成に戦略的に取り組み、関係人口及び移住定住人口の増加につなげていく必要がある。そのため、市民や事業者との協働による双方向のシティプロモーションに取り組み、シティブランディングの推進とシビックプライド(市民の誇りや愛着)の醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 古賀市公式YouTubeチャンネルの運営

- ① 月2回程度動画制作に係る取材及び撮影を行うこと。
- ② 年間22本以上の動画を企画、編集、制作し、定期的に配信すること(サムネイル制作も含む)。なお、マーケティングやクリック率を意識したものとする。
- ③ 市の魅力を分かりやすく伝える動画を企画、制作し配信すること。
- ④ 市民や事業者との協働による動画を企画、制作し配信すること。

(2) 古賀市公式YouTubeチャンネルと連動したSNS(Instagram等)の運用

下記を実施するにあたり、企画構成、取材、撮影、編集を行うこと。

- ① 月4回程度フィード投稿を行うこと。
- ② 月30回以上ストーリーズの投稿を行うこと。
- ③ 月4回以上リール投稿やIGTV投稿を行うこと。
- ④ 予算の範囲内で、他媒体の活用も含めた効果的な展開を行うこと。

(3) GIS を活用した情報発信のための情報収集・取材

- ① 月 1 件程度人物や店舗等の取材及び撮影をすること。
- ② 取材内容、写真等をデータで納品すること。
- ③ 場所、物、人々、出来事、行事などに関するストーリーを伝達することを目的に、見る人の興味と好奇心をかき立てるような情報収集及び取材を行うこと。

(4) 協議

各業務の実施にあたっては、事前に市と十分に協議することとし、月 1 回以上、市と打ち合わせの場を設けること。

(5) その他

- ① (1)~(3)に係る取材及び撮影は相互に兼ねることができるものとする。
- ② (1)~(3)を相互にリンクさせ、より一体的かつ市民目線のシティプロモーションを行うこと。
- ③ 撮影許可、楽曲使用等で必要となる手続きは受託者が行うこと。使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。
- ④ この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。また、受託者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。
- ⑤ 本業務の効果測定を行い、業務完了後、実施報告書を作成のうえ、紙及びデータにて提出すること。

5 成果品

成果品は、4 における取材内容及び製作された写真・動画の電子データ（CD-ROM 等）とする。電子データは、市の PC 環境で加工可能なデータ形式（ワード、エクセル、PDF 形式等）で納入すること。

本業務における成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく使用または流用しないこと。成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

6 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

7 前金払

受託者は地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の 7/10 以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

8 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、古賀市個人情報保護条例(平成14年10月4日条例第23号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

9 担当部署

古賀市 総務部経営戦略課経営戦略係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp

電話 : 092-942-1113 / FAX : 092-942-3758